

中世村落史研究と信仰・儀礼 —歴史学と民俗学のはざまから—

Middle Ages Village History Study and Faith, Courtesy

園 部 寿 樹

Toshiki Sonobe

山形県立米沢女子短期大学

『生活文化研究所報告』

第44号 拔刷

2017年3月

中世村落史研究と信仰・儀礼—歴史学と民俗学のはざまから—

菌 部 寿 樹

はじめに

本稿は、二〇一二年史学会日本中世史部会シンポジウム「中世史学の未来像を求めて」で報告したものに、大幅に加筆修正したものである。

シンポジウムに関する村井章介氏からの依頼は、菊地大樹氏の報告「中世を〈かたちづくる〉仏教」へのコメントであった。しかし私は宗教史・仏教史の専門家ではないので、全く適任ではない。当然、お断りした。ところが村井氏の意図は、専門領域を越えたコラボレーションによる新しい中世史学の模索にあるという。村井氏の説得に根負けした。ただ自分が場違いの任にあるという違和感は、シンポジウム当日になつても拭えなかつた。

いずれにせよ、専門ではない仏教史の内実を深める形でのコメントを私が出せないことに違いはない。そこでしかたなく、菊地氏の報告を外枠でフォローする形でコメントすることにした。その内容は、宗教＝信仰・儀礼の側面からみた中世村落史研究の課題である。また私自身の研究上、日頃感じている、歴史学と民俗学のコラボレーション上からみた問題点も述べてみたい。

シンポジウム討論の場で、司会の桜井英治氏から、研究上で各自が直面している問題について述べるよう促された。ここではまず、それに対する私の回答から述べておきたい。

(一) 東日本・西日本論

当日、司会の桜井氏が話題として提示した網野善彦氏。その網野氏に、東の「イ工的社會」・西の「ムラ的社會」という東西二分論がある⁽¹⁾。この議論は、西の「ムラ的社會」は惣村論に立脚しているもの、東の「イ工的社會」はほとんど実証的な根拠に基づいていない。

後述するように、私は畿内近国の臍次成功制宮座の周辺に同心円状・リング状に名主座が分布している「名主座リング」という村落内身分論を提唱している⁽²⁾。村落内身分や名主座という宮座については後述するが、名主座という宮座の一類型は、畿内近国を取り巻く形で、日向国以南の南九州、越後国・信濃国・駿河国以東の東日本・北日本を除く地域にリング状に分布している。そのように名主座が分布するようになった歴史的経緯などは今後の課題だが、リング状の分布実態そのものについては実証的に確認済みである。したがって、少なくとも村落史（村落宮座のありかた）において、網野氏の東日本・西日本

論は成り立たない。

ところが網野氏のこの議論は、歴史学から離れたところで、いまだに強い影響力をもっている。たとえば、民俗学の福田アジオ氏は、東日本の「番」・西日本の「衆」という形で東西に二分する村落類型論を唱えている⁽³⁾。これは、あきらかに網野氏の東日本・西日本論を意識した議論である。福田氏の東日本の番・西日本の衆は、近世の村落（祭祀）に立脚した類型論である。ところが福田氏は当時既に知られていた中国地方の名主座を無視しており、福田氏の説は実証的に成り立たない。

ただし、ここで注意したいのは福田氏の議論の成否ではない。東西二元論など網野氏の議論の一部は、非実証的であり、シンポジウム当日の村井氏の発言を借りれば「直感的で思いつきに基づく」という面をもつていて、問題なのは、そのような網野氏の所説が、歴史学の手から離れて、民俗学という隣接分野で一人歩きしている点なのである。網野説を改めて実証的に再検討することもなく、網野氏という偉大な研究者の学説であることで、無限定にオーソライズされつつ利用されているのである。これは、隣接分野のみならず、歴史学においても、新たな議論の進展を阻んでいる一因であると思う。

(二) 宮座の概念規定と惣村論

網野氏とは直接関わらないが、似たような課題としてもう一点、宮座の概念規定の問題をみてみたい。福田アジオ氏は、宮座を定員制・頭屋制・一座制による祭祀組織と概念規定している⁽⁴⁾。このなかで「一座制」とは、宮座の構成員全員が一同に集まる組織という規定だ

が、ここに大きな落とし穴がある。

一座するというのは、宮座祭祀やその後の直会などからイメージされたものと思われる。その宮座構成員が一座するというイメージは、宮座は座衆の「自主的な結合」によるものであるという観念と水面下で結びついているのである。

藤井昭氏は、「宮座は頭人の頭役を前提に成立しているが、頭役制をもつものがすべて宮座を形成しているわけではない」としながら、「頭人たちが、一つの座につくことになれば、それを宮座とよぶことができよう」と述べている⁽⁵⁾。すなわち頭人（＝正しくは宮座の構成員）による頭番制があるだけでは宮座とはいえない、頭人が一同に揃って座に居並ぶという集団性がなければ、宮座とはいえない、藤井氏は主張するのである。

宮座が座衆の自主的な結合・統制の集団であると規定している点は、高牧實氏も同じである⁽⁶⁾。そのため同氏は、名主座を宮座とは認めない⁽⁷⁾。名主座の構成員である名主頭役身分の者は領主からの補任を前提としており、それが自主性という宮座の概念規定に抵触するからなのであろう。

宮座＝「自主的な集団」という概念規定は、実は物村のイメージと大きく関連しているのである。かつて惣村は自治を過大に評価することにより、領主不在地域の民衆による楽天地であるかのようにイメージされたことがあった⁽⁸⁾。それは、惣村が自立的な集団であることを過大に評価したためであつた。実はこの惣村の自立性を過大に評価したイメージが、自主性を不可欠なものとする宮座の概念規定と強く関わっているのである。このことは、宮座研究が当初から惣村研究と密接に

関連して行われてきたという、研究史上の経緯によるものなのである。

名主座は名主頭役身分の者たちの集団であり、名主頭役身分は莊園領主らが補任した名主身分に淵源をもつ。したがつて前述したように、自主性を重視する高牧氏らの宮座概念では名主座を宮座とは認められない。一方、同様の概念規定に立つ藤井氏は名主座を宮座と認めている。それは、藤井氏が名主座における頭文を自主性の重要な要件とみなしているためなのである。しかし、社家などが制定している形式をとる頭文を自主性の証とみることは困難であろう。

私は、宮座を村落内身分集団と捉える。村落内身分とは、村落集団によりおのれの独自に認定・保証され、一義的にはその村落内で通用し、村落財政により支えられた身分体系である。また名主頭役身分とは、中世後期に成立した、名をもち宮座頭役を勤めることをステータス・シンボルとする村落内身分なのである。村落内身分集団として宮座をみれば、畿内近国の觸次成功制宮座（いわゆる惣村型の宮座）のみならず、名主座も宮座として概念規定できるのである。なお、史料上でも名主座を宮座と呼んでいる⁽⁹⁾。史料用語と研究用語とは異なるものではあるが、史料上、名主座を宮座と呼んでいること自体、やはり無視できるものではなかろう。

さて、以上のような惣村のイメージに対して、実証的に批判を加えたのが、三浦圭一氏である⁽¹⁰⁾。三浦氏は、惣村内部の経済構造と身分編成の観点から惣村の内部矛盾や限界に着目し、惣村がその指導者層（乙名＝小領主）による小百姓支配の場であつたことを明らかにした。

一方、このような惣村研究の進展に対して、宮座研究は相変わらず自主性という側面ばかりに拘泥して、研究を進展させることができな

かつた。ここに宮座研究が閉塞していった根本的な問題点の一つがあつたといえよう。

このように惣村が内部対立・内部矛盾をかかえていることは、三浦氏の研究以降、既に自明のものとなつた。しかし残念ながら、この視点が今日の村落史研究においても十分に深められているとはいえない。近年の中世村落史研究を賑わせているのは、藤木久志の「自力の村」論である⁽¹¹⁾。ところが「自力の村」論は、村落集団を一枚岩であるかのように扱っている。これに対しても、西村幸信氏や坂田聰氏らの批判がある⁽¹²⁾。ここでは、「自力の村」論には三浦氏が指摘した村落の内部矛盾に関する論点が欠落しているという西村・坂田両氏の指摘が的を射ているとだけ述べておこう。

なお、昨年、中近世移行期村落の研究展望を示した渡辺尚志氏は「戦国期には、惣村が全国的に成立した」と述べている⁽¹³⁾。しかし名主座リングの地域では、次第に個別村落が力を得ていくものの、名主座の権威は近世でも根強い。この個別村落の政治主体としての力量はまだ十分とは言い切れない。またその個別村落も、畿内近国の惣村と同様の内部構造とは必ずしも言えない。そのような存在を一律に惣村と位置づけるのは、村落史研究上の認識としては乱暴すぎる。

同じく昨年、長谷川裕子氏は、村請が戦国期には全国的に広がると歴史学研究会大会報告で述べている⁽¹⁴⁾。大会当日の討論の場でも述べたが、これもまた前述と同じ理由から、成り立たない議論であるといえよう。

二 通過儀礼（中世人のライフサイクル）と中世村落

(一) 膽次階梯制の出現と地域的な展開

村井氏のシンポジウム趣旨説明に「仏教と中世びとのライフサイクルの関連」についての言及があった。また菊地氏の報告でも入道成に関する指摘があつた。そこで、中世の村落宮座と村人のライフサイクルとの関連について述べみたい。

表1は、宮座と通過儀礼に関してまとめたものである。この表では、畿内近国の膽次成功制宮座分布地域とそれを取り巻く名主座分布地域（名主座リング）と共に地域区分して、宮座と通過儀礼の関係を整理してある。

中世前期では、いずれの地域も惣荘・惣郷単位の胆次成功制宮座である。胆次成功制宮座とは、頭役と宮座に対する成功（費用負担）とによって、宮座成員が胆次階梯をあがっていくタイプの宮座のことである。この時期における惣荘（惣郷）の宮座構成員は住人と呼ばれ、住人の膽次が上がっていくと古老（古老住人）と呼ばれるようになる。すなわち中世前期の胆次成功制宮座は、古老住人と一般住人の区分しかない原初的な胆次階

表1 宮座と通過儀礼

	畿内近国	名主座分布地域
中世前期	胆次成功制宮座（惣荘・惣郷）	古老住人と一般住人
中世後期	胆次成功制宮座（主に惣村） 名付け・鳥帽子成・乙名成・ 官途成・入道成などの通過儀礼	名主座（主に惣荘・惣郷） 個別村落宮座：官途成
近世	村組頭役宮座 胆次階梯制+村組頭役宮座	名主座 → 村組頭役宮座 個別村落：官途成・若者組

梯制だったのである。宮座内部の通過儀礼については史料的には不明だが、古老になる際に宮座に対してもう一つ通過儀礼が行われていたのではないかと思われる。

中世後期、畿内近国では一三世紀中頃になると惣荘（惣郷）から惣村という個別村落が成立しはじめる。この惣村の運営組織は、村落単位の胆次成功制宮座なのである。惣村宮座は村人で構成され、村人の膽次があがると乙名（村落指導者）になる仕組みであった。

さらに中世後期の惣村宮座は、宮座の儀礼のなかに、名付け・鳥帽子成・乙名成・官途成・入道成などの通過儀礼を取り込んでいった。名付けは文字通り、村人の新生児に対する名付けであり、これにより宮座の頭役帳に記載されて将来の頭役勤仕に備えた。また名付けの折に童頭という頭役を勤める宮座もあつた。鳥帽子成は村人の成年式であり、この儀礼を経て宮座乙名の前で鳥帽子を被り実名を名乗ることが許された。乙名成は、村の乙名になる儀礼である。官途成は官途名を名乗れるようになる儀礼である。そして入道成は六〇歳を目途として出家して、宮座から引退する儀礼である。

中世後期の惣村では、村人の多様な通過儀礼が宮座の儀礼として行われるようになつたのである。そしてその通過儀礼を受ける際に、村人は宮座に対して直物（なましもの）という費用を醸出した。この直物は宮座で卜（うみ）され、寺社の修造や村の訴訟など臨時の大支出に備えられたのである。惣村としては、この直物収入を目的として、村人の複雑な通過儀礼を宮座に取り込んだというべきであろう。中世前期から後期へ、畿内近国の惣村は、通過儀礼を重層化していく方向で進展していくのである。

前述したように、この畿内近国を取り巻く形で名主座リングすなわち名主座の分布地域は広がつてゐる。この地域の惣荘（惣郷）宮座は、一四世紀初頭に名主座に変わつた。古老・住人身分の者たちの宮座から、名主頭役身分の者たちの宮座へ変わつたのである。

これは何を意味するのか。まず中世前期宮座にあつた古老住人と一般住人といふ原初的な膳次階梯制が名主座では消滅した。名主座の構成員の間には、膳次階梯といふような上下関係は存在しない。したがつて、畿内近国のようにその他の通過儀礼を取り込んでいくことも、名主座ではなかつた。名主座は通過儀礼を放棄する形で成立したのである。

しかしながら、名主座においても頭役以外の直物に相当する財政収入が必要であつたことはいうまでもない。そのために名主座では、毎年、名の規模に応じた支出を宮座の構成員である名主頭役身分の者たちに課していた。それを私は「名主頭役身分の応分負担」と呼んでいた。この応分負担が可能であつたために、名主座では通過儀礼を宮座に取り込まなかつたのだとも言えよう。

（二）村落における入道成儀礼と仏教

直物や名主頭役身分の応分負担が村落財政の重要な収入源であることを前述したが、村落財政にとつてもつとも恒常的な収入源は免田であり寄進田である。免田は莊園公領制から継承した固定資産であるのに対し、寄進田は中世後期村落が自ら蓄積していく新たな財源であった。この寄進田と仏教ならびに通過儀礼の関係について述べておきたい。

中世後期村落の史料をみてみると、そこに見られる田畠の寄進目的はほとんどが追善供養や祈禱に関するものである。そしてその信仰対象は旧仏教系、主に天台や真言系のものであり、なおかつその宗派性

近国地域では村ごと、またはそれより小さな単位の組ごとに頭役を廻す村組頭役宮座へと変質していく。また村組頭役宮座を基盤としつつ、その頭役を勤仕した者を年寄衆として宮座全体の指導者とするような宮座もみられる。すなわち膳次階梯制と村組頭役宮座がセットになつた形である。

名主座リングの地域では、近世になつても名主座が維持される事例が多い。しかし、名の形骸化に伴い、名頭役を個別村落や組が勤仕する形の村組頭役宮座へ変質していく。また名が苗となつて、同族宮座や同族連合宮座になつていくものもある。

名主座や名を引き継ぐ形の村組頭役宮座の下にある個別村落では官途成がおこなわれ、また若者組が結成される事例がしばしば見られる。名主座が形骸化していく一方、このような個別村落宮座における通過儀礼や若者組の存在が顕在化していくのである。

は希薄である。

また寄進された田畠のなかには、灌漑の安定化などにより再開発が見込まれるものある。また寄進者がその田畠の作人となつて加地子分を村落寺社へ寄進するものもある。いずれにせよ寄進田畠は、村落財政の重要な収入源となつていくのである。

その一方、新仏教系、特に浄土系や禅宗系の宗派は、その宗派性を鮮明に保つつ、戦国期頃から村落のなかで目立つた動きを見せ始める。そしてその村落内での主な信仰内容は葬祭であり、この流れが近世の葬式仏教につながつていくのである。¹⁵⁾

この新仏教系の宗派が村落に浸透し葬祭を担つていく流れと並行して、村落において入道成の習俗が消滅していくように思われる。この点は今後実証的に検討していく必要があるが、仏教と通過儀礼の接点として考えていくべき問題の一つであろう。

二 信仰・儀礼の村落への伝播

菊地氏は、報告の中で如法経信仰の地方伝播の問題を取り上げている。そこで、信仰及び儀礼がどのように村落（宮座）へ伝播し定着していくのかという問題を考えてみたい。

（一）信仰・儀礼の伝播と莊園公領制

菊地氏の報告は、如法経信仰が特に近江国に濃密に分布している点を指摘しており、その背後に比叡山延暦寺の存在を示唆している。そしていうまでもなく近江国には延暦寺の莊園が濃密に分布している。

この点からまず考えられるのは、莊園公領制的なルートに乗つて、

延暦寺から近江国一円に如法経信仰が広まつた可能性である。井原今朝男氏は平安期における五節供儀礼の広がりに関して、同じように莊園公領制的なルートによる在地への伝播を論じている¹⁶⁾。また私も中世村落における吉書儀礼を同ルートの儀礼伝播によるものと考察したことがある¹⁷⁾。このように、村落への信仰・儀礼の伝播に莊園公領制的な伝播ルートがあることを確認しておきたい。

ただ如法経信仰の場合、もう一つ別の伝播ルートが考えられる。坂本亮太氏の指摘によると、如法経聖（社頭聖）が近江国の多くの村落に定着し活動している¹⁸⁾。近江における如法経儀礼に関しては、この如法経聖による伝播というルートも有力なものと考えるべきかもしれない。なおこの如法経聖が六十六部聖などのように切り結ぶのかも、興味深い問題である。

（二）信仰・儀礼の伝播と一宮・地域中核寺社

①歩射儀礼

続いて別の信仰儀礼の伝播について考えてみたい。まずとりあげるのは、歩射儀礼である¹⁹⁾。歩射儀礼とは、主に正月に村落宮座などで歩射（徒步弓）を射ることにより、悪魔払いをする祭祀儀礼である。

村落宮座でのもつとも古い歩射儀礼は、和泉国大鳥郡若松莊中村（現大阪府堺市）桜井神社の結鎮であろう。一三五一（正平六）年から記載されはじめる同社の中村結鎮御頭次第には正月三日に行われたと思われる結鎮頭役が記録されている²⁰⁾。

村落における結鎮儀礼の様相が具体的に分かるのは、近江国蒲生郡得珍保今堀郷（現滋賀県東近江市）の事例である。同郷の結鎮は一三

七〇年代頃から始められ、鎮守今堀十禪師權現宮座の結鎮頭人が御供田作職の作毛で、正月四日に御結鎮を勤仕している^㉑。

そして結鎮を行つた後、今堀郷では賽の神を祭り、勧請縄を張つた。

結鎮で悪魔払いをした後、追い払つた悪魔が二度と村落に入り込まないよう道祖神を奉斎し、また悪魔払い後の神聖な境内を勧請縄によつて結界し清浄を保つたのであろう。

今堀郷宮座では、結鎮直物を収納している^㉒。本来、結鎮行事を行うための経費があつたが、他の直物同様、臨時の大支出にも宛てられている。この直物は、宮座成員である村人身分の子供が入座した際に負担するものであつた。しかし後には、「村人ニテ無物」すなわち村人身分ではない者が村人身分に昇格したり、村人身分を剥奪された者が復帰したりする際にも負担するようになった。

歩射儀礼である結鎮は、先行研究では、鎮花祭が起源とされている^㉓。そして「耀天記」社頭正月行次第^㉔によると、一三世紀段階で、正月一七日の延暦寺鎮守日吉大社馬場で「大結鎮」が行われている。このことから、近江国今堀郷の結鎮は延暦寺鎮守日吉社から伝播したもので、それは莊園公領制的なルートによるものと考えることができよう。

しかし、村落の結鎮行事は今堀郷だけではない。ここでは一例として、大和国葛下郡平田莊下田村（現奈良県香芝市）鹿島明神の結鎮座をあげておく。結鎮座では、正月一六日にケチン（結鎮莊嚴之事）が行われ、弓的・舞楽などが催されている^㉕。この事例は、延暦寺鎮守日吉大社から莊園公領制的なルートにのつて伝播したものとはいえない。

また、いまのところ日吉大社以外で、中世、結鎮を行つてゐる莊園権門はみられない。賀茂別雷神社では御結鎮錢の收取をしているが、これは歩射儀礼ではない^㉖。

以上のことから、歩射儀礼は莊園公領制的なルートで伝播していつた可能性が高い。その点で、次の事例が注目される。

播州一宮正月七日御的射手事

右於御神事者、任先例可勤仕候、於向後者、下輩之物立申ましく候、若聊下輩物にて御神事勤申候ハヽ、社家より罪科せられ可申候、仍請文如件

応永拾年二月七日

染河内村
百姓等（花押）
名主等（花押）^㉗

これは、一四〇三（応永一〇）年の播磨国一宮・伊和神社の文書である。伊和神社では、正月七日に御的射手すなわち歩射儀礼が行われていた。これに対し染河内村の名主百姓等により申し立てがあつた。その内容は「御神事は先例通り勤仕する。しかし、今後は下輩之物に御神事をさせるべきではない。もし神事をさせれば、社家から罰せられる」というものであつた。「下輩之物」というのは「身分の低い者」という意味であろう。冒頭で先例のように御神事は勤仕しますと請文にあることからすると、下輩之物というのは名主百姓等よりも身分が低い者ということであろう。そうであれば、下輩之物というのは小百姓や下人所従、さらには被差別民ということになろう。一宮神事である歩射儀礼の場から小百姓以下の者の参加を排除して、名主百姓等の

みで神事勤仕を独占したいというのが請文の目的なのであろう。

ここで注意したいのは、一宮の歩射儀礼に染河内村の名主百姓等が参加していた点である。このような一宮の儀礼が歩射儀礼伝播の大きな契機になっていたのではないか。

もう一例、同じく兵庫県の事例を紹介しておく。

一宮於出石大社供僧方諸役目録事

定

一、供僧十六供者、当社表十六所之王子口伝深秘在之（中略）

一、（正月、以下同じ）十五日武射温泡出仕在、御頭ハ供僧ヨリ勤（中略）

一、十七日武射仁王講会在、為天下国土御祈祷也、（中略）

一、十八日ヨリ三ヶ日於神宮寺御行出仕在、御頭寺社一所也、神官ヨリ先勤也、大餅三、小餅廿、小種壹、牛玉紙三帖宛、願主ヨリ別當坊へ渡

十九日御行、別當坊被勤、供僧衆出仕在

廿日供僧衆ヨリ御行、御頭如前（中略）

右為末代、神前御祈祷勤行出仕、御頭寺社諸役色節等、悉注置処如件

宝徳三年辛未九月七日 一和尚

旭清（花押）⁽²⁸⁾

年行事
覺舜（花押）⁽²⁹⁾

これは、一四五一年（宝徳三）年、但馬国一宮出石大社の武射温泡・

武射仁王講会に関する史料である。この文書は総持寺が所蔵しているものであるが、同寺は出石神社の神宮寺なのである。署判者の一和尚

は総持寺供僧十六口の上臘であり、年行事（のち少年行事が加わる）は庶務を担当していらっしゃい⁽²⁹⁾。

ここで注目したいのは、武射温泡・武射仁王講会の武射である。歩射儀礼の歩射はしばしば武射と記載される。したがつて武射は歩射儀礼をさす可能性がある。ただこの武射は名目だけであり、実際には歩射そのものは行われなかつたのかもしれない。しかし、一宮神宮寺供僧の御頭勤仕による歩射儀礼があることは、村落宮座（御頭祭祀）の始源を考える際にも重要な示唆を与えるものである。

また武射温泡は総持寺供僧が御頭を勤仕しており、正月一七日武射仁王講会に続く三日間の神宮寺御行は、一宮や神宮寺に連なる寺社の御頭によつて勤仕されている。このことは、武射などの神宮寺の儀礼が、地域の中核寺社を通して周辺村落に伝播していく流れを示唆している。

この事例では、儀礼そのものと村落との直接的な関わりはみられない。しかし、一宮とそれに関わる中核寺社を通して、宮座儀礼が周辺地域に伝播していくルートが想定されるのである。

ここでは以上の二例をあげるだけにとどめるが、歩射儀礼の村落への伝播においては一宮・中核寺社経由のルートが有力な線であるようと思われる。今後、さらに事例を集積・分析して解明を進めていきたい。なお、流鏑馬に關しても、井原今朝男氏のご教示によれば、一宮経由で地方に伝播していく傾向があるのである。

ところで、畿内近国では歩射儀礼は結鎮と呼ばれていたが、名主座リングの地域では百手と呼ばれることが多い。何故に歩射儀礼を百手というのかは不明であるが、その背後に百矢という信仰儀礼があつた

のではないかと推測している⁽³⁰⁾。また百手が名主座の儀礼なのか、むしろ近世の村組頭役宮座の儀礼ではないのかという点も、課題である。さらに近世、東日本における宮座の歩射儀礼はオビシャと呼ばれる。このような歩射儀礼の地域性・歴史性についても考えていかねばならないといえよう。

②唐菓子系神饌ブト・マガリ

唐菓子とは、古代に中国から伝えられたとされる穀粉製の菓子である⁽³¹⁾。米、麦などの粉に甘葛煎や塩などを加えて練って餅にして、さらにそれを油で揚げてつくつた。八種唐菓子というが、それ以外にブト・マガリという唐菓子があった。

館餅（ぶと）：ヘソ团子を餃子の型のように半円形にして油で揚げたもの

糰（まがり）：ヘソ团子を紐状にして輪にして油で揚げたもの⁽³²⁾

このブト・マガリは、もともと貴族の日常食であった。類聚雜要抄卷一・一一三六（保延二）年内大臣殿廂大饗差図（東三条殿）などによると、ブト・マガリが餅や柑子などとともに食されていたことがわかる⁽³³⁾。しかし、鎌倉時代末期には、日常食としてのブト・マガリは廃れていたという⁽³⁴⁾。

その一方、ブト・マガリは儀礼食でもあった。数ある唐菓子の中では

なぜブト・マガリだけが儀礼食たり得たのか。実はマガリは、当初から儀礼食に通有の「餅」と認識されていた⁽³⁵⁾。さらに注目すべきは、

古墳の祝部土器の一つにブト・マガリにそつくりな土製品が供物の模造品として祭祀に用いられていた点である⁽³⁶⁾。ブト・マガリ形状の粉

食食品は、古墳時代からすでに祭祀の供物であった。従つて唐菓子の伝来以前に、日本在来のブト・マガリ状の餅が存在していたことになる。

ブト・マガリのような特異な形状の粉食物がもともと神秘的なものとして神饌となっていた。そして、唐菓子が受容された段階で日本在来の粉食技術と習合して、早い段階から儀礼食品になつていた可能性がある。日常食としてのブト・マガリが廃れていく一方で、それが儀礼食として特化していく道筋が従来考えられていた。しかし、ブト・マガリにはもともと儀礼食・供物としての性格が色濃く備わっていたのではないかろうか。それは餅としてのブト・マガリという面だつたといえよう。

一一二七（大治二）年、朝廷の御斎会の供物にブト・マガリがみえる⁽³⁷⁾。それが勅願寺や東寺、さらには春日大社や賀茂御祖神社、祇園社、松尾社や貴船社など、中央の大社にも広がっていく⁽³⁸⁾。そしてさらに近江国の日吉大社、東は尾張国の熱田神宮、西は安芸国の嚴島神宮など、地方の大社へも伝播していく⁽³⁹⁾。

そしてさらに一宮・總社へと伝播する。備中國一宮・吉備津神社の一四七〇（文明二）年の史料、豊後国一宮の賀来社（杵原八幡宮）の一三〇五（嘉元三）年・一三一三（正和二）年の史料にブト・マガリがみえる⁽⁴⁰⁾。

同（四月）酉日 賀茂御祭（中略）唐菓物ハ二段、御炊殿之役多

年退転

※ ※ ※

八幡宮 賀来社御供備進次第注文事（中略）

但四月賀茂御祭時者、飯、伏兎、釣、餅、皆上宮三具御供同之

このように賀来社の「賀茂御祭」供物にブト・マガリがみえている。

その点から、京都の賀茂御祖神社のブト・マガリが賀来社に伝播したと思われる。近世史料であるが、遠江国一宮・小国神社、武藏国一宮・氷川神社の供物にもブト・マガリがみえる⁽⁴¹⁾。また総社の現存事例だが、播磨国總社・射楯兵主神社でもブト・マガリ（餅）が供えられる⁽⁴²⁾。

地域の中核神社にも、ブト・マガリがみられる。一三八七（至徳四）年の肥前国・鏡神社をはじめ、近江国の多賀大社、紀伊国の丹生津比売神社、下野国の日光東照宮、遠江国の五社神社などの供物がそれである⁽⁴³⁾。

そしていよいよ村落宮座の事例だが、史料的に早いのは備後国恵蘇郡西條上村山王社（現広島県庄原市山内町日吉神社）の神饌である。一四七一（文明三）年の備後国恵蘇郡西條上村山王社御当帳写に「一御飯三斗三升 一餅三斗三升 まかり三斗三升是ハ黒米」と記されている⁽⁴⁴⁾。この「まかり」は黒米（玄米）で作られた餅であろう。御当帳には御当名があるように、山王社の宮座は名主座である⁽⁴⁵⁾。これ以外の事例は管見の限りすべて民俗事例で、以下の通りである（各事例の典拠は、前掲注三一拙論を参照のこと）。

大和國（奈良県天理市）大和神社「ブトノクチ」

山城國（京都府京田辺市）月読神社「ゆとう」

河内國（大阪府八尾市）恩智神社「オオブト」・「マガリ」

近江國（滋賀県東近江市）黄和田日枝神社「ブト」

丹波國小野原莊（兵庫県篠山市）小野原住吉神社「ぶと・まがり」

美作國弓削莊（岡山市）志呂神社「フト・マガリ」

備前國（岡山市）高蔵神社「マガリ餅」

備中國（岡山県吉備中央町）吉川八幡宮「ブト・マガリ」

備後國（広島県庄原市）川西八幡宮「お曲り」

出雲國（島根県松江市）市内の各神社「鳥兔」

現存宮座神饌におけるブト・マガリの事例数が少ないことに関しても、理由があると思われる。詳細は前掲注三一拙論に譲るが、以下の

ような経緯が考えられる。当初は複雑かつ神秘的な形状で導入されたブト・マガリだが、神饌簡素化の流れから、その複雑な形状を維持することが困難になつていった。そのため、ブト・マガリの多くは杏形餅・牛の舌餅などに変化し、そして現今的小餅へとさらに簡略化されてしまつたようである。

いずれにせよ、唐菓子系神饌ブト・マガリは、もっぱら一宮や総社を経由して村落宮座に伝播したと考えられる。伝播経路を直接的に裏付けるのは困難であるが、前述の播磨国總社・射楯兵主神社の神饌「ブト餅」がその周辺地域に伝播して、ブト餅（靴型餅）が正月ハナフリ神事の神饌となつていった事例などが参考になろう（前掲注四二姫路市史）。

なお、ブト・マガリが村落に伝播した歴史的背景について一言しておく。中世後期には、唐物趣味が民衆レベルまで浸透していた⁽⁴⁶⁾。唐子など民衆レベルでの唐物趣味の浸透が、神秘的な形状の唐菓子ブト・マガリを村落宮座に受容させた背景の一つではなかろうか。

おわりに

以上、宮座の地域分布の問題、宮座の概念規定と惣村論との関連、臘次階梯制の出現と地域的な展開や村落の入道成儀礼と仏教、そして歩射儀礼や唐物系神饌ブト・マガリの一宮・地域中核寺社経由での村落宮座への伝播などについて、述べてみた。課題ばかりの難駁な問題を取り留めなく論じただけで、一向に中世史像の未来を展望できなかつたことをお詫びしたい。

畿内近国の臘次成功制宮座地域、ここでは個別村落＝惣村の政治的力が高いため、一方、その外郭の名主座地域では、名主座の権威におされて、個別村落の力は未成熟である。さらに名主座リングの外側では、地侍ないしは地侍連合がより強固で、個別村落の力は潜在的である。

従来の村落論は、畿内近国の先進地域のみで議論をたて、そこでの政治課題が全国的なものと錯覚していた。しかし、中世後期において村落の直面する政治課題は、上記のように地域によって異なるのである。これはまた、村落を統治する領主権力が直面していた政治課題の地域性をも物語っているといえよう。このことを領主支配論としてもしつかり踏まえて、地域権力や統一権力のありかたを再考する必要があるのでなかろうか。

注

- (1) 綱野善彦「東と西の語る日本の歴史」（『綱野善彦著作集』第一五巻、岩波書店、二〇〇七年、初出一九八二年）。
- (2) 菌部『中世村落と名主座の研究－村落内身分の地域分布－』（高志書院、二〇一年）。なお、その後、同「丹波国葛野莊の名主座について」（『山形県立米沢女子短期大学紀要』四八号、二〇一
- (3) 福田アジオ『番と衆 日本社会の東と西』（吉川弘文館、一九九七年）。
- (4) 福田アジオ「みやざ 宮座」（『日本民俗大辞典』下、吉川弘文館、二〇〇〇年）。
- (5) 藤井昭『宮座と名の研究』（雄山閣出版、一九八七年、三三五頁）。
- (6) 高牧實『宮座と祭』（教育社、一九八二年、三一～三三三頁）、同『宮座と村落の史的研究』（吉川弘文館、一九八六年、六〇～六一頁）。
- (7) この高牧實氏の意見は、菌部に対する私信などによる。
- (8) 仲村研『中世惣村史の研究』（法政大学出版局、一九八四年、一～二頁）、菌部「中世後期村落－その研究の軌跡と問題点－」（『帝京史学』六号、一九九一年）などを参照のこと。
- (9) 文明二年石見国江俣八幡宮八月一五日祭御供注文（湯浅発祥氏伝蔵文書、『神道大系』神社編三六出雲・石見・隱岐国、神道大系編纂会、一九八三年）など。前掲注(2)菌部著書（第一編第五章・第三編第一章・第四編第四・第五編第一～三章）を参照。
- (10) 三浦圭一「惣村の起源とその役割」（同『中世民衆生活史の研究』、思文閣出版、一九八一年、初出一九六七年）。
- (11) 藤木久志『戦国の作法』（平凡社、一九九八年、初出一九八七年）など。
- (12) 西村幸信『自力の村』論の軌跡と課題－藤木久志氏の批判に

二年）、同「南海道の名主座について（補遺）」（『米沢史学』二九号、二〇一三年）で、新たに名主座事例を摘出した。

(3) 福田アジオ『番と衆 日本社会の東と西』（吉川弘文館、一九九七年）。

(4) 福田アジオ「みやざ 宮座」（『日本民俗大辞典』下、吉川弘文館、二〇〇〇年）。

(5) 藤井昭『宮座と名の研究』（雄山閣出版、一九八七年、三三五頁）。

(6) 高牧實『宮座と祭』（教育社、一九八二年、三一～三三三頁）、同『宮座と村落の史的研究』（吉川弘文館、一九八六年、六〇～六一頁）。

(7) この高牧實氏の意見は、菌部に対する私信などによる。

(8) 仲村研『中世惣村史の研究』（法政大学出版局、一九八四年、一～二頁）、菌部「中世後期村落－その研究の軌跡と問題点－」（『帝京史学』六号、一九九一年）などを参照のこと。

(9) 文明二年石見国江俣八幡宮八月一五日祭御供注文（湯浅発祥氏伝蔵文書、『神道大系』神社編三六出雲・石見・隱岐国、神道大系編纂会、一九八三年）など。前掲注(2)菌部著書（第一編第五章・第三編第一章・第四編第四・第五編第一～三章）を参照。

- 答えて—」（同『中世・近世の村と地域社会』、思文閣出版、二〇〇七年、初出一九九九年）、坂田聰『家と村社会の成立―中近世移行期論の射程―』（高志書院、二〇一一年、序章）。
- (13) 渡辺尚志「中世・近世移行期村落研究の到達点と課題」（『日本史研究』五八五号、二〇一一年）。
- (14) 長谷川裕子「¹⁵、¹⁷世紀における村の構造と領主権力」（『歴史学研究』八八五号、二〇一一年）。
- (15) 圭室謙成『葬式仏教』（大法輪閣、一九七一年）、竹田聰洲『民俗仏教と祖先信仰』（上・下、同著作集一・二、国書刊行会、一九九三年、初出一九七一年）など。
- (16) 井原今朝男「中世の五節供と天皇制」（同『日本中世の国政と家政』、校倉書房、一九九五年、初出一九九一年）。
- (17) 蘭部「村落の歳時記―結鎮、おこない、そして吉書―」（『日本村落史講座』第6巻、生活I、雄山閣出版、一九九一年）。この時点では私は村落の結鎮（歩射儀礼）も莊園公領制的な伝播によるものと考えていた。しかし現在では後述するように、莊園公領制的でないルートの方が主要な伝播経路ではないかと考えている。
- (18) 坂本亮太「¹³、¹⁵世紀における在地寺社と村落」（『歴史学研究』八八五号、二〇一一年）。
- (19) 歩射儀礼に関する記述は、蘭部「宮座儀礼の歴史民俗学的比較研究の課題―歩射儀礼を中心にして―」（『日本中世政治文化論の射程』、思文閣出版、二〇一二年）による。
- (20) 中村結鎮御頭次第（奥野健一文書四三号、『堺市史』続編第四卷、堺市、一九七三年）。
- (21) 応安五年一一月阿闍梨源西結鎮御供米田地寄進状（今堀日吉神社文書四一七号）、永徳三年正月今堀郷結鎮頭定書（同三五七号）、永徳四年正月結鎮頭入物日記（同三三一号）、天正一九年一一月の前御供次第（同三五八号）。いずれも『今堀日吉神社文書集成』（法政大学出版局、一九八一年）所収。
- (22) 永正一二年一二月結鎮直物日記（今堀日吉神社文書三五六号）、文禄二年三月結鎮直定状（同二八一号）、慶長一八年正徳元年直物算用状（同八四七号）、年末詳（近世）烏帽子直算用状（同三一五号）、前掲注(21)『今堀日吉神社文書集成』所収。
- (23) 肥後和男『宮座の研究』（教育出版センター、一九八五年、初出一九四一年、四〇〇、四〇二頁）、西田長男「鎮花祭一斑」（同『日本神道史研究』第三巻、講談社、一九七八年、初出一九六七年）。
- (24) 耀天記（『続群書類從』第二輯下、神祇部、続群書類從完成会、一九五八年）。
- (25) 元弘年間經營古記・元弘元年正月座衆經營録・永正元年下田法樂寺座の法則（鹿島神社文書、『大和下田村史』、下田村、一九六年）。坂本亮太「中世村落祭祀の様相」（『帝塚山大学大学院人文科学研究科紀要』三号、二〇〇二年）。
- (26) 須磨千穎「賀茂別雷神社の御結鎮錢について」（『アカデミア』四七・四八号、一九六五年）。
- (27) 応永一〇年二月染河内村名主・百姓等連署請文（伊和神社文書三九号、『兵庫県史』史料編中世三、兵庫県、一九八八年）。
- (28) 宝徳三年九月出石大社供僧方諸役目録（総持寺文書二号、『兵

- (29) 『出石町史』第一巻 通史編上（出石町、一九八四年、三六九～三八〇頁）。
- (30) 応仁二年豊崎郡百矢注文（比田勝広義家文書四九号、『上対馬町誌』史料編、上対馬町、二〇〇四年）。
- (31) 菌部「唐菓子系宮座神饌の形成と展開」（『年中行事・仏事・神事』、竹林舎、二〇一三年）。なお、この論文の「はじめに」で記載した弓削神社は志呂神社の誤記である。
- (32) 厨事類記（『群書類従』第一九輯、続群書類従完成会、一九三三年）など。
- (33) 類聚雜要抄卷一保延二年内大臣殿廂大饗差図（『群書類従』第二六輯、続群書類従完成会、一九六〇年）。島田勇雄「食物研究史における『菓子』とその食礼」（『甲南国文』二五号、一九七八年）、森田環「饅餅について」・太田泰弘「唐菓子の系譜」（『和菓子』一二号、二〇〇五年）など。
- (34) 富沢このみ「菓子」（CD版世界大百科事典、日立デジタル平凡社）。
- (35) 天平九年但馬國正税帳（『大日本古文書』編年之二、東京大学出版会、一九六八年）。関根真隆『奈良朝食生活の研究』（吉川弘文館、一九六九年、二八一～二八二頁）。
- (36) 清野謙次「古墳から発掘せられた土製の索飾類似品（模造の餅と菓子）」（『人類学雑誌』六〇巻三号、一九四九年）など。この他の典拠は前掲注（31）菌部論文を参照。
- (37) 天承二年正月御斎会加供解文（朝野群載第七公卿家、『新訂増補國史大系 朝野群載』、吉川弘文館、一九六四年、一九八頁）。
- (38) 延喜式卷二六主税上（『新訂増補國史大系 延喜式』中篇、吉川弘文館、一九八七年、六五八頁）など。この他の典拠は、前掲注（31）菌部論文を参照。
- (39) 嵐嶽井建「神饌としての唐菓子」（『和菓子』一二号、二〇〇五年）など。この他の典拠は前掲注（31）菌部論文を参照。
- (40) 文明二年五月右行事職田諸徳分注文（吉備津神社文書五六号、『岡山県古文書集』第二輯、思文閣出版、一九八一年復刻版）、嘉元三年賀来社年中神事次第案・正和二年賀来社御供備進次第注文案（柞原八幡宮文書、大分県史料九、大分県立教育研究所、一九五六年）など。
- (41) 延宝八年四月遠州周智郡一宮記録「小国神社年中行事祭礼之事」（『日本祭礼行事集成』第二巻、平凡社、一九七〇年）など。この他の典拠は、前掲注（31）菌部論文を参照。
- (42) 『姫路市史』第一五巻上（姫路市、一九九二年、一六五～一六六頁）。
- (43) 至徳四年一一月鏡社・天満宮両社くだ物盛数扣（妙音寺文書五号、『佐賀県史料集成』古文書編第二八巻、佐賀県立図書館、一九八七年）など。この他の典拠は、前掲注（31）菌部論文を参照のこと。
- (44) 文明三年三月備後国恵蘇郡西條上村山王社御当帳写（児玉文書一六号、『広島県史』古代中世資料編IV、広島県、一九七八年）。
- (45) 藤井昭『宮座と名の研究』（雄山閣出版、一九八七年、一三九～一四八頁）。

(46) 黒田日出男「戦国期の民衆文化」(『岩波講座 日本通史』第一〇巻、岩波書店、一九九四年) など。

【付記】

本稿は、二〇一三、二〇一六年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(C)「宮座における歩射儀礼の歴史民俗学的比較研究」(蘭部寿樹研究代表。課題番号25370814)による研究成果の一部である。